

第37期定時株主総会 招集ご通知



開催概要

■ 日 時

2018年6月26日（火曜日）
午後1時30分（受付開始：午後0時30分）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。）

■ 場 所

東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階
ベルサール九段
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■ 書面又はインターネット等による議決権行使 期限

2018年6月25日（月曜日）
午後5時20分
※詳細は3～4ページをご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを
除く。）2名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件

目 次

株主の皆さまへ（トップメッセージ）	1
議決権行使についてのご案内	3
招集ご通知	5
株主総会参考書類	7
事業報告	11
連結計算書類・計算書類	37
監査報告	43
株主の皆さまへ（特集）	48

本株主総会の決議結果につきましては、決議
通知の送付はせず、株主総会終了後、当社
ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）
に掲載させていただきます。

株主の皆さまへ

Top Message トップメッセージ

新経営理念

日本とアジアをつなぐ投資会社として、
少子高齢化が進む社会に安心・安全で
質と生産性の高い未来を創ります。



取締役会長
川俣 喜昭

代表取締役社長
下村 哲朗

第37期の実績

3期連続の最終黒字を達成

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第37期のご報告を申し上げます。

第37期は、プライベートエクイティ投資では、国内で未上場株式の売却を進め、M&Aによる大型売却も実現しました。一方で、経営が破綻したり業績が悪化した投資先企業に対する、評価損や引当金による損失が増加しました。

再生可能エネルギー投資では、大型案件を含むメガソーラープロジェクトの売却が好調に推移しました。また、ヘルスケア（介護施設）プロジェクトの売却も実現しました。

その結果、営業収益は77%増収の83億円、親会社株主に帰属する当期純利益は127%増益の12億円となり、3期連続の黒字を達成しました。しかしながら、過年度の累積損失を補うには至らず、誠に遺憾ながら当期の配当は見送らせていただきます。

多様な再生可能エネルギーへの取り組み

メガソーラー以外にも、多様な再生可能エネルギープロジェクトに投資をしています。

2018年1月には三重県松阪市で、当社初となるバイオマス発電所が売電を開始しました。近隣のバイオマス発電所で発生する廃棄物（樹皮など）を燃料として活用する、画期的な発電所です。また、松阪市の木材コンビナートと連携し、地域の間伐材を中心とした燃料を安定的に調達しています。

この他、東京都羽村市では、バイオガス（食品など有機性廃棄物の処理に伴い発生するガス）を利用した発電所を建設中です。さらに、三重県松阪市では風力発電所も企画中です。



バイオマスパワーテクノロジーズ
松阪木質バイオマス発電所

Top Message トップメッセージ

新経営理念

環境変化に対応した再定義

昨今では、アジア諸国の経済発展が進み、また、技術革新や高齢化・地球温暖化などの社会問題に伴い世界的なパラダイムシフトが生じています。このような中、私たちは、投資会社として今後の社会に貢献できることは何か、自分たちの存在意義を改めて見つけ直しました。

その結果、アジア企業への投資やアジアに関連の深い日本企業への投資を通じて、日本企業のリソースをアジア諸国と共有してその発展を支援するだけでなく、アジア諸国の持つリソースを日本に呼び込み、新しい日本経済の成長の枠組みを創造することを使命と考えました。また、投資活動を通じて、少子高齢化社会の課題解決や、安心・安全でより質と生産性の高い社会を実現することで貢献していくことを決意しました。この度、この想いを表現したスローガンを新たに経営理念といたしました。

中期3か年計画

投資資産の入替を促進

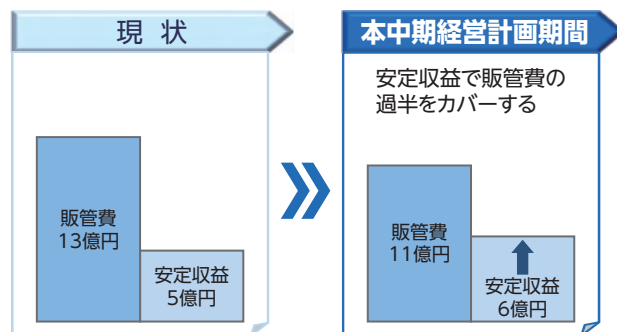
新経営理念に基づき、2019年3月期から2021年3月期まで3年間の中期経営計画を策定しました。将来的に、プロジェクトへの投資で安定した利益とキャッシュ・フローを生み出し、戦略的なプライベートエクイティ投資で収益を伸長させることを最終的な目標とし、そのために、この3年間で資産の入替を進めます。

既存のプライベートエクイティ投資資産は、今後収穫期を迎えるため3年間でその大半を売却します。そこで得た資金を、比較的流動性が高く安定収益源となる多様なプロジェクトへ積極的に投資し、その残高を積上げ、財務健全性と収益構造の安定性を高めます。

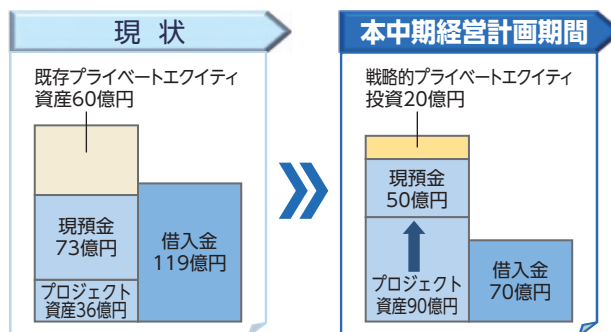
プライベートエクイティ投資の新規の投資は、抜本的に投資戦略を見直し、選定した事業テーマに沿った戦略的な投資を中心にを行い、将来の収益伸長の源泉とします。

詳細については、P17～19をご参照ください。

目指す収益構造（当社持分相当額ベース）



目指す財務バランス（当社持分相当額ベース）



議決権行使についてのご案内

議決権は次の3つの方法によりご行使いただくことができます。

1

出席



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時

2018年6月26日（火曜日）

午後1時30分（受付開始：午後0時30分）

（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

場 所

住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2

郵 送



同封の議決権行使書用紙に**議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送**ください。

行使期限

2018年6月25日（月曜日）

午後5時20分到着分まで

早期投函のお願い：行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。
お早めにご投函ください。

3

インター
ネット



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、
同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否
をご入力ください。スマートフォン・携帯電話からでもご利用できます。

行使期限

2018年6月25日（月曜日）

午後5時20分まで

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話料無料）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

なお、ご不明な点等は、3ページに記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

1 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- ② パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク(株)の商標、登録商標又はサービス名です。

2 議決権行使の方法について

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ① インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と致します。
- ② インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。

4 その他

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株 主 各 位

証券コード 8518
2018年6月11日

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

日本アジア投資株式会社

代表取締役社長 **下村哲朗**

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より2018年6月25日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2018年6月26日（火曜日）午後1時30分（受付開始 午後0時30分） （開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2 場 所	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	3ページ及び4ページの議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表は、本株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類と合わせて、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載致しますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。また、第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の監査等委員でない取締役の報酬等についても検討がなされた結果、報酬の水準及び報酬体系に異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	かわ 川 また 俣 よし 喜 あき 昭	取締役会長	再任 社外	12／12 回（注）
2	しも 下 むら 村 てつ 哲 ろう 朗	代表取締役社長	再任	15／16 回

（注）川俣喜昭氏の取締役会出席状況は、2017年6月27日付の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 社外 かわまた よしあき 川俣 喜昭 (1950年5月30日生)	1973年 4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行 2006年 1月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 常務執行役員 国際部門副部門長 2008年 4月 同 専務執行役員 米州本部長 2010年 5月 同 専務執行役員 米州本部長 兼 モルガン・スタンレーMUFG証券㈱ 取締役会長 2010年 6月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 退社 2016年 6月 モルガン・スタンレーMUFG証券㈱ 取締役会長 退任 2016年 6月 マニユライフ生命保険㈱ 社外取締役（現任） 2016年 6月 三信㈱ 社外監査役（現任） 2017年 4月 当社 顧問 2017年 6月 同 社外取締役 取締役会長（現任） （現在に至る） （重要な兼職の状況） マニユライフ生命保険㈱ 社外取締役	一株
	取締役会出席状況 12／12 回		
<社外取締役候補者とした理由> 現在当社の取締役会議長として、取締役会の議論を活性化させ議案審議の実効性を強化しています。今後も、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性の見地から適切な提言をいただくこと、及び本総会終了後の取締役会での決議を条件として、引き続き取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待して社外取締役として選任をお願いするものです。			
2	再任 しもむら てつろう 下村 哲朗 (1955年5月26日生)	1978年 4月 ㈱東京銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行 2004年 4月 ㈱東京三菱銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 横浜駅前支社長 2006年 1月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） アジア本部中国部長 2008年 2月 当社入社 2008年 7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務担当 2009年 4月 同 執行役員 財務グループ担当 2009年 6月 同 取締役 財務／ポートフォリオ管理／RMグループ管掌 2011年10月 同 常務取締役 経営管理本部長 2015年 4月 同 常務取締役 管理グループ／新エネルギー投資グループ管掌 2016年 4月 同 常務取締役 管理グループ／新エネルギー投資グループ／投資企画グループ管掌 2017年 6月 同 代表取締役社長 証券市場室管掌 2018年 1月 同 代表取締役社長 投資グループ／証券市場室管掌 2018年 4月 同 代表取締役社長 証券市場室管掌（現任） （現在に至る）	900株
	取締役会出席状況 15／16 回		
<取締役候補者とした理由> 前職からの豊富な人脈や海外での業務経験、当社における経営管理業務の経験、再生可能エネルギー投資事業を立ち上げた実績及び代表取締役社長としてのリーダーシップなどを勘案して取締役候補者となりました。これらの経験や知識を活用して、当社の経営戦略等の立案や業務の執行を行うことで、当社の企業価値を向上させることを期待して選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川俣喜昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 川俣喜昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、川俣喜昭氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく同氏の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 川俣喜昭氏の取締役会出席状況は、2017年6月27日付の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

第2号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
社外 くどう けん 工藤 研 (1965年4月23日生)	1996年 4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 2000年12月 東京グリーン法律事務所開設 弁護士（現任） 2006年 4月 当社 社外監査役 2015年 6月 同 補欠監査等委員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京グリーン法律事務所 弁護士	一株

＜補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）とした理由＞

過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した事実はございませんが、企業法務に精通し、弁護士の立場から法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を望めるため選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。
3. 工藤研氏は、補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）であります。
4. 当社は、工藤研氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。
当該契約に基づく同氏の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の日本経済は緩やかな回復基調にあり、株式市況もおおむね堅調に推移しました。そのような環境のもと、当社グループの事業の経過及び成果は、営業収益8,303百万円（前連結会計年度比77.4%増）、営業総利益2,646百万円（同30.0%増）、営業利益1,237百万円（同67.5%増）、経常利益1,047百万円（同93.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,281百万円（同127.1%増）となりました。その内訳や背景となる営業活動の状況は、次のとおりです。

イ. 経営成績の内訳

(a) 営業収益・営業原価内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 2017年4月1日～ 2018年3月31日
営業収益合計 (A)	8,303
うち 管理運営報酬等	177
うち 成功報酬	55
うち 営業投資有価証券売却高 (B)	6,747
うち 組合持分利益等	1,124
うち 利息・配当収入	68
うち その他営業収益	130
営業原価合計 (C)	5,656
うち 営業投資有価証券売却原価 (D)	4,787
うち 営業投資有価証券評価損・投資損失引当金繰入額 合計 (E)	630
うち 組合持分損失等	232
うち その他営業原価	5
営業総利益 (A) - (C)	2,646
実現キャピタルゲイン (B) - (D)	1,959
投資損益 (B) - (D) - (E)	1,329

(管理運営報酬等・成功報酬)

投資事業組合等の管理運営報酬等は、ファンド運用残高の減少に伴い前連結会計年度に比べ減少し、177百万円（前連結会計年度比23.6%減）となりました。成功報酬は、海外で運営するファンドにおいて発生し、前連結会計年度から増加し55百万円（同19.9%増）となりました。

(投資損益)

営業投資有価証券の売却高は、株式の売却が前連結会計年度から減少した一方、再生可能エネルギープロジェクトの売却に伴い匿名組合出資金の持分譲渡が発生したため、前連結会計年度に比べ増加し6,747百万円（前連結会計年度比111.9%増）となりました。これに伴い、売却高から売却原価を差し引いた実現キャピタルゲインも前連結会計年度に比べ増加し、1,959百万円（同85.3%増）となりました。

営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額は、国内未上場投資先企業のうち業況が悪化した先や破綻した先に対する計上額が増加したため、合計で前連結会計年度から増加し630百万円（同79.2%増）となりました。

以上の結果、実現キャピタルゲインから営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額の合計を控除した投資損益は、前連結会計年度から増加し1,329百万円の利益（同88.3%増）となりました。

(組合持分利益等)

前連結会計年度並みの1,124百万円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。再生可能エネルギープロジェクトの売却益が計上されたため、前連結会計年度に続き堅調に推移しています。

(b) 特別損益、その他の状況

(主な特別損益)

再生可能エネルギー投資において、匿名組合出資をしている特別目的会社が補助金を受領したため、特別利益に補助金収入217百万円が計上されました。一方で、他社の運営するファンドの償還に伴い損失が発生したため、投資有価証券償還損81百万円が計上されました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、過年度からの累積損失を解消するには至らず配当原資を確保することができなかったため、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

ロ. 営業活動の状況

(a) 投資の状況

当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、前連結会計年度から減少し、総計で24社、3,887百万円（前連結会計年度比9.9%減）となりました。

また、当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資残高は、前連結会計年度

末から減少し、当連結会計年度末において154社、13,981百万円（前連結会計年度末 196社、16,558百万円）となりました。

プライベートエクイティ投資においては、主に国内及び中国瀋陽市で投資を行い、当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、前連結会計年度から増加し13社、1,205百万円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。投資回収については、ファンドの満期に伴い国内において株式売却を進めましたが、海外では未上場株の売却が減少し、また、国内のIPO（新規上場）社数が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ上場株式の売却が減少しました。

再生可能エネルギー投資の投資実行額は、前連結会計年度から減少し、11件、2,681百万円（同15.8%減）となりました。メガソーラープロジェクトへの投資を行ったほか、新たに、食品残渣等の有機廃棄物の処理に伴い発生するメタンガスを活用する、バイオガスのプロジェクトに投資を行いました。

他方、9件、合計81.8MW（うち当社持分51.9MW）のメガソーラープロジェクトについて売却や回収を行いました。その結果、当連結会計年度末現在において投資を行っているメガソーラープロジェクトは、売却や回収した案件を除き、合計で19件、79.7MWとなりました。このうち、当社が出資した持分に帰属する部分は40.1MWとなります。

メガソーラー以外の再生可能エネルギープロジェクトについては、上記のバイオガスプロジェクト1件、1.6MWの他、1件、2.0MWの木質バイオマスプロジェクトが2018年1月に売電を開始しました。また、1件、16.0MWの風力発電プロジェクトについて事業化に向けた調査を行っています。

（b）IPO（新規上場）の状況

当社グループの投資先企業の中からIPOを果たした企業は、国内1社、海外1社、合計2社となりました。なお、前連結会計年度は、既上場会社との株式交換も含め国内で5社のIPOがありました。

（c）ファンドの状況

当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、12ファンド、19,150百万円（前連結会計年度末15ファンド、28,753百万円）となりました。

2017年6月に、国内企業向けの事業承継型バイアウトを行う「サクセッション1号投資事業有限責任組合」を株式会社あおぞら銀行と10億円で設立しました。一方で、ファンドの満期や減額の影響により、前連結会計年度末と比べてファンド数や運用残高が減少しています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、3,533百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、プロジェクト投資におけるメガソーラー発電所の建設等であります。

③ 資金調達の状況

連結子会社となる匿名組合が借り入れている、再生可能エネルギー発電所の建設に伴うプロジェクトファイナンスが増加した一方、当社単体の借入額は減少したため、当連結会計年度末の借入金の残高は合計で18,367百万円（前連結会計年度末 18,334百万円）となりました。このうち、当社単体の金融機関からの借入額は11,954百万円（同14,128百万円）です。残額は、再生可能エネルギー投資に関する匿名組合のうち連結対象となるものによるプロジェクトファイナンス等の残高6,412百万円（同4,205百万円）です。

当社単体の借入金については、当連結会計年度中に2,173百万円を返済したため、前連結会計年度末から減少しました。また、2018年4月には、追加で1,468百万円を返済し、その残高を10,486百万円に圧縮しています。今後も当社単体の借入額は引き続き圧縮してまいります。他方、再生可能エネルギー投資のプロジェクトファイナンス等は、事業の進捗に伴い増加する見込みです。

なお、上記の当社単体の金融機関からの借入金は、前年と同様、融資期間が2018年7月31日までの1年間であり、期限の到来に当たり新たな返済計画について全取引金融機関と協議中です。この新たな返済計画においても融資期間は1年間であり、返済期限を2019年7月31日としています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

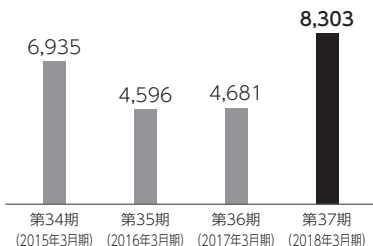
特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

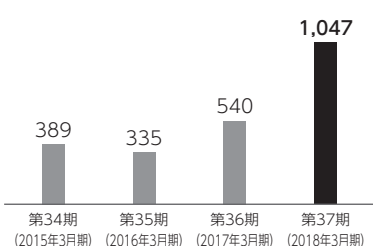
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

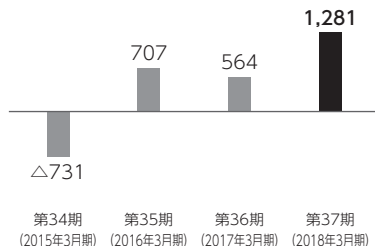
営業収益 (単位：百万円)



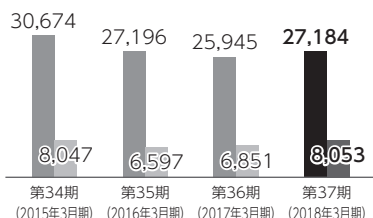
経常利益 (単位：百万円)



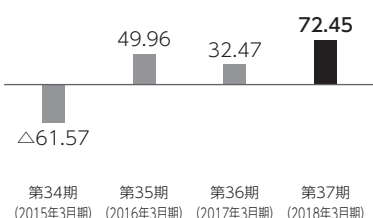
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位：百万円)



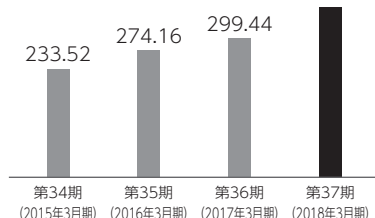
総資産／純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第34期 (2015年3月期)	第35期 (2016年3月期)	第36期 (2017年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
営業収益	(百万円)	6,935	4,596	4,681	8,303
経常利益	(百万円)	389	335	540	1,047
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△731	707	564	1,281
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△61.57	49.96	32.47	72.45
総資産	(百万円)	30,674	27,196	25,945	27,184
純資産	(百万円)	8,047	6,597	6,851	8,053
1株当たり純資産	(円)	233.52	274.16	299.44	367.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により計算しております。
2. 2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は、第34期（2015年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）等の適用により第35期（2016年3月期）より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ジャイク事務サービス株式会社	10百万円	100%	当社グループ等が業務執行を行う投資事業組合等の管理事務
JAICシードキャピタル株式会社	40百万円	100%	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動
日亜投資諮詢（上海）有限公司	3百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
蘇州日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
日亜（天津）創業投資管理有限公司	2百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
投資事業組合等22ファンド	－	－	投資業務

- (注) 1. 投資事業組合等につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日公表 実務対応報告第20号）の適用に伴い、連結子会社となっております。
2. 資本金や純資産が一定額以上の子会社又は人員が駐在する子会社であり、かつ、継続保有方針である会社を重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題及び今後の中長期的な経営戦略について以下のように考えております。

①当社の現況と課題

イ. 安定収益の確保

当社の収益構造は、かねてより、収益の大半がベンチャー投資のキャピタルゲインに依存しており、不安定な状態にありました。当社は、これを改善すべく、安定収益である管理報酬を増額する目的で、大型ファンドの設立を目指してきました。加えて、売電収益を源泉とする安定収益を拡大する目的で、プロジェクト投資を開始し、再生可能エネルギープロジェクトへの投資も進めてまいりました。

しかしながら、明確な投資戦略を打ち出せずに、現在までに大型ファンドの設立は実現できておりません。加えて、プロジェクト投資においても、一部のプロジェクトを売却したため資産の積上げ速度が低下し、現在残されたプロジェクトだけでは販売費及び一般管理費を賄うだけの十分な安定収益を確保することができないという課題があります。

ロ. 更なる財務健全性の向上

当社は、借入金の圧縮と資本増強を進めてきましたが、2018年3月末現在では、従来連結基準(注)で、借入金の残高が119億円であるのに対し、現預金と流動性の比較的高い再生可能エネルギープロジェクト等の投資資産残高の合計は109億円に留まり、両者がバランスしていません。依然として回収の不確実性が高いプライベートエクイティ投資資産の投資資金を、借入金で調達している状態にあります。

ハ. 返済優先の財務対応の見直し

当社は、これまで返済優先の財務対応により収益償還力を超えた返済を継続してきているため、十分な投資資金が確保できない状況が続いています。今後の成長のためには、より積極的な投資活動を行うための投資資金を確保する必要があり、金融機関と返済額の見直しについて交渉中です。

②中期経営計画

当社は、今般、上記①「当社の現況と課題」を踏まえ、2019年3月期から2021年3月期までの3年間の中期経営計画を策定しました。その内容及びそれに基づく施策は、次のとおりです。

イ. 資産の入替を促進

これらの課題を解決するために、今後は、資産の入替を進めます。具体的には、これから投資の収穫期を迎える既存のプライベートエクイティ投資資産の大半を3年間で売却し、資金と利益を獲得します。売却によって得た資金で、積極的に新たな投資を行い、その残高を積上げていきます。

プロジェクト投資においては、再生可能エネルギーに加え多様なプロジェクトに積極的に投資を行い、その投資残高を増加させます。その結果、流動性の高い資産へと入替が進むとともに、将来的に、プロジェクトから発生する安定収益を確保することができます。また、プライベートエクイティ投資においても、投資戦略の抜本的な見直しを行い、新たな投資資産を積上げます。

ロ. 事業テーマの絞り込み

当社は、当社自身の強みを、新規ビジネスに対する情報収集力やベンチャー企業とのネットワーク、ファイナンススキーム構築力にあると認識しています。これに、社会的な要請や事業の専門性、事業パートナーの存在などを考慮した上で、注力すべき事業テーマとして、(1) 再生可能エネルギー、(2) スマートアグリ（植物工場等）、(3) ヘルスケア（介護・医療）の3つを選定しました。今後先ずはこのテーマに沿って重点的に投資を行いつつ、情勢に応じた柔軟なテーマ設定を継続してまいります。

ハ. プライベートエクイティ投資

当社の自己資金を用いた投資については、投資方針を転換し、これまでの確率論に従った散発的なテーマに向けた投資を取りやめます。今後は、経営に深く関与して投資先企業のバリューアップを図ることを追求し、当社がスペシャリストとして特色ある投資ができる分野に業界や企業ステージ又は投資エリアなどを特定し、集中した投資を行います。

当社が特色を出せる分野は、経営理念に基づき当社として取り組むべき事業テーマを明確に持ち、そのテーマを軸に「企業への投資」と「プロジェクト（事業）への投資」を組み合わせる投資です。当社では、これを「戦略的投資」と名付け、今後推進していく方針です。例えば、プロジェクト投資を行う上でパートナーとなる企業に戦略的な投資を行います。投資後は、当社が事業上のパートナーとなり、事業での協業を通じて資金支援や営業支援を行います。

なお、ファンドからの投資については、従来どおり、ファンド出資者のニーズに基づきファンドの運営方針に従って行います。

ニ. プロジェクト投資

再生可能エネルギープロジェクトについては、本中期経営計画期間中に当社持分で50MW程度の投資資産の積上げを目指し、積極的に投資を行います。メガソーラープロジェクトについては、固定買取価格が32円以上の案件への投資機会がまだ充分にあると考えています。加えて、固定買取価格の低下に合わせて、パネルやパワーコンディショナー等の設備の価格も低下傾向にあります。また、両面で発電するパネルや水上発電などの技術革新をこれらの事業を手掛けるベンチャー企業と共に追い求めます。その結果、将来的には、買取価格が20円台のプロジェクトでも採算が確保できるようになると考えています。さらに、これまで培ったノウハウを活用し、バイオマスやバイオガス等、メガソーラー以外の再生可能エネルギープロジェクトや、植物工場などのスマートアグリプロジェクトにも参入します。また、ヘルスケアプロジェクトでは、高齢者向け施設への投資を拡大していきます。

③3年後の目指す姿

イ. 安定収益の維持

安定収益（管理報酬、プライベートエクイティ投資のインカムゲイン、プロジェクト投資のインカムゲインの合計額）を維持していきます。従来連結基準（注）において、2018年3月期は、販売費及び一般管理費の合計額が約13億円に対し安定収益は約5億円であり、販売費及び一般管理費の約38%をカバーするに留まっています。これを、今般の中期経営計画期間が終了する3年後には、安定収益を約6億円に維持し、従来連結基準（注）による販売費及び一般管理費約11億円のうち過半を賄うことを目指します。

ロ. 財務体質の改善

3年間でプロジェクトへの投資を積極的に推進し、従来連結基準（注）で、プロジェクト投資資産の残高を90億円まで増加させることを目指します。その結果、3年後に予想される借入金の残高70億円は、プロジェクト投資資産の残高の範囲内に収まるようにバランスします。

ハ. 拡大成長を支える十分な投資資金

中期経営計画期間の3年のうちに一段の業績の回復と財務体質の改善を進め、金融機関と交渉して当社単体の現行借入の約定弁済を圧縮する一方、プロジェクトにおける借入資金の拡大を図ります。

その結果、収益とキャッシュフローを安定化させ、潤沢な投資資金を基に積極的な投資を行い、更なる成長を遂げる計画です。

（注）従来連結基準

当社グループでは、2007年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来の会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分に依拠して計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として、決算短信等において継続的に開示しております。

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

日本とアジアにおいて、投資業務及び投資事業組合等ファンドの管理運営を主な業務として行っております。また、投資業務に付随する情報提供及びコンサルティング業務等も行っております。

投資の種類には、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等を中心とした成長力豊かな企業へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却によるキャピタルゲインを得ることを目的としたプライベートエクイティ投資と、再生可能エネルギーやヘルスケア等のプロジェクトへ投資し、プロジェクトからの安定収益や売却益を得ることを目的とした投資があります。

(6) 主要な営業所 (2018年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

国内拠点 当社

西日本オフィス (大阪府大阪市)

ジャイク事務サービス株式会社 (東京都千代田区)

JAICシードキャピタル株式会社 (東京都千代田区)

海外拠点 日亜投資諮詢 (上海) 有限公司 (中国上海市)

蘇州日亜創業投資管理有限公司 (中国蘇州市)

日亜 (天津) 創業投資管理有限公司 (中国天津市)

瀋陽日亜創業投資管理有限公司 (中国瀋陽市)

(注) 休眠中の拠点は記載していません。

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
42名	2名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	—	46歳8ヶ月	12年2ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 上記以外に他会社への出向社員が10名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,750
三菱電機クレジット株式会社	1,806
J A三井リース株式会社	1,631
株式会社北海道銀行	1,200
株式会社香川銀行	1,051

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

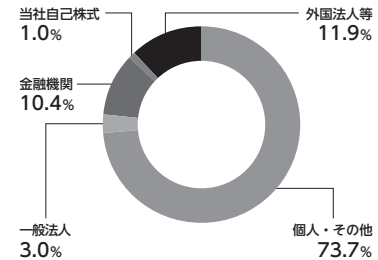
(1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 37,536,200株
- ② 発行済株式の総数 17,884,392株
- ③ 株主数 10,210名
- ④ 主な株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
FIRST EASTERN ASIA HOLDINGS LIMITED	1,247,345	7.04
田島 憲一郎	602,900	3.40
楽天証券株式会社	495,300	2.79
株式会社SBI証券	383,300	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	339,500	1.91
松井証券株式会社	299,100	1.68
株式会社サカイ引越センター	252,900	1.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	237,300	1.34
佐藤 栄康	220,000	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	211,100	1.19

(注) 持株比率は、自己株式 (181,009株) を控除して算出しております。

所有者別の株式保有比率



(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年3月11日発行)	
発行決議日	2014年2月24日	
新株予約権の数	66個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	6,600株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注) 1円
権利行使期間	2014年3月12日から 2044年3月11日まで	
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は541円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年7月15日発行)	
発行決議日	2014年6月30日	
新株予約権の数		33個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	3,300株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注) 1円
権利行使期間	2014年7月16日から 2044年7月15日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は446円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2015年7月14日発行)	
発行決議日	2015年6月29日	
新株予約権の数		29個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	2,900株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注) 1円
権利行使期間	2015年7月15日から 2045年7月14日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は291円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2016年7月14日発行)
発行決議日	2016年6月28日
新株予約権の数	58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 5,800株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注) 1円
権利行使期間	2016年7月15日から 2046年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額321円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は161円となります。

	2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2017年7月13日発行)
発行決議日	2017年6月27日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 9,300株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注) 1円
権利行使期間	2017年7月14日から 2047年7月13日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額429円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は215円となります。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数（個）	保有者（名）
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	66	1
	2014年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	33	1
	2015年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	29	1
	2016年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	58	1
	2017年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	93	1
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

当該事業年度末日において存在する新株予約権に関して、その他の重要な事項は次のとおりであります。

	2016年12月新株予約権 (業績連動型有償ストック・オプション) (2016年12月13日発行)	
発行決議日	2016年11月28日	
新株予約権の数	2,450個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	245,000株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき	315円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,400円 504円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	507.15円 253.58円
権利行使期間	2017年6月 1日から 2022年6月30日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注1)	
割当状況 当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	新株予約権の個数	1,000個 保有者 1名
当社従業員	新株予約権の個数	1,450個 保有者 10名

(注1) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の各連結会計年度に係る当社が提出した決算短信に記載される従来連結基準(注2)の当社連結損益計算書における、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて、次の各号に掲げる各連結会計年度の区分に従い、割当てを受けた新株予約権(以下「本新株予約権」という。)のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、例えば国際財務報告基準の適用等の適用される会計基準の変更等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

a) 2017年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準(注2)の親会社株主に帰属する当期純利益の額(当期純損失の場合は零とみなす)を20億円で除した割合を、2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数が、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

b) 2018年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

c) 2019年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)及びb)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、権利行使資格を有しない場合であっても、行使期間中であって、かつ、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権者が死亡したときは、その直前において当該本新株予約権者が上記②の権利行使資格を満たしており、かつ、下記④に該当する事由がない場合には、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、行使期間の初日又は本新株予約権者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過する日まで（ただし、行使期間の末日までとする。）の間に限り、行使の時点で上記①の条件を満たす本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- ④ 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則の重大な違反となる行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以降本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記③の場合を除き、本新株予約権者は、一度の手續において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。
- ⑦ その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注2) 従来連結基準

当社グループでは、2007年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来の会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分に応じて計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として継続的に開示しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2018年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	川俣 喜昭	社外取締役、取締役会議長、マニユライフ生命保険(株) 社外取締役
代表取締役社長	下村 哲朗	投資グループ／証券市場室管掌
取締役（監査等委員長）	大森 和徳	
取締役（監査等委員）	安川 均	社外取締役
取締役（監査等委員）	沼波 正	社外取締役、エヌエヌ生命保険(株) 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役会長の川俣喜昭氏並びに取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役川俣喜昭氏及び各監査等委員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
下村 哲朗	常務取締役 管理グループ/新エネルギー投資グループ/事業開発グループ管掌	代表取締役社長 証券市場室管掌	2017年6月27日
	代表取締役社長 証券市場室管掌	代表取締役社長 投資グループ/証券市場室管掌	2018年1月1日

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
細窪 政	2017年6月27日	任期満了	代表取締役社長
志村 誠一郎	2017年12月31日	辞任	取締役 投資グループ管掌

③ 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	79百万円 (13百万円)	73百万円 (13百万円)	5百万円 (－)	4名 (1名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30百万円 (16百万円)	30百万円 (16百万円)	－	3名 (2名)
合 計 （うち社外役員）	110百万円 (29百万円)	104百万円 (29百万円)	5百万円 (－)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、上記「② 事業年度中に退任した取締役」に記載の2名に対する在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額36百万円以内と決議いただいております。また、当該年額210百万円の範囲内で、2015年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権による報酬についても決議いただいております。

ロ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川俣喜昭氏はマニユライフ生命保険(株)の社外取締役を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役沼波正氏はエヌエヌ生命保険(株)の社外取締役（監査等委員）を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役会長 川俣 喜昭	2017年6月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席致しました。企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性を確保するために、適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会の議長として取締役会での議論を活性化させ、議案審議の実効性を強化しています。
取締役（監査等委員） 安川 均	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席致しました。当社とは異なる事業分野での企業経営の経験に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 沼波 正	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席致しました。経済や金融に関する高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む。）	45

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、日亜投資諮詢（上海）有限公司、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、及び日亜（天津）創業投資管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

2018年3月31日現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

日本とアジアでの投資活動を通じて、経済の活性化、社会問題の解決、さらには日本とアジアの経済連携拡大に貢献し、すべてのステークホルダーから信頼される投資会社となる。

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

なお、当社は、2018年4月1日以降は、以下の新経営理念を掲げている。

新経営理念：

「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ管掌取締役又は執行役員をコンプライアンス担当取締役又は執行役員とする。コンプライアンス担当取締役又は執行役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

二. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- ロ. 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則週1回開催する。経営会議は、業務執行の強化を図ることを目的とする機関である。取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をする上で、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場であり、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場である。監査等委員以外の取締役、部門を管掌する執行役員及び1名以上の監査等委員によって構成する。投資委員会は、営業上の投融资に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。
- ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役及び執行役員は、それぞれ組織を管掌又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。
- 二. 業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行するため、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- ロ. 取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員であるものを含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を管掌又は担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各管掌又は担当取締役、各管掌又は担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- ロ. 情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
- ハ. 経営危機管理を体系的に規定するため、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。
- ロ. 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。
- ハ. 上記イ. 及びロ. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性や

パワーハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
- ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役社長と定例会合を持つ。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記（５）の業務の適正を確保するための体制に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役自らが役職員にコンプライアンスの必要性を説明し、その周知徹底を図りました。また、コンプライアンス・マニュアルを改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度の内容を社内に通達することで活用を促しました。

② リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を社内規程どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、これらの社内規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を４回開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

④ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、必要に応じて代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第37期 (2018年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	17,658
現金及び預金	9,019
営業投資有価証券	9,394
投資損失引当金	△1,535
営業貸付金	204
その他	614
貸倒引当金	△39
固定資産	9,526
有形固定資産	7,083
建物及び構築物	14
機械及び装置	3,965
車両運搬具及び工具器具備品	14
土地	22
建設仮勘定	3,065
無形固定資産	586
投資その他の資産	1,856
投資有価証券	1,454
破産更生債権等	89
その他	331
貸倒引当金	△18
資産合計	27,184

科目	第37期 (2018年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	2,713
短期借入金	2,222
未払費用	290
未払法人税等	61
繰延税金負債	7
賞与引当金	51
その他	80
固定負債	16,417
長期借入金	16,144
繰延税金負債	11
退職給付に係る負債	112
その他	149
負債合計	19,131
純資産の部	
株主資本	5,951
資本金	5,426
資本剰余金	3,408
利益剰余金	△2,529
自己株式	△353
その他の包括利益累計額	551
その他有価証券評価差額金	29
為替換算調整勘定	522
新株予約権	17
非支配株主持分	1,532
純資産合計	8,053
負債純資産合計	27,184

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第37期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
営業収益	8,303
営業原価	5,656
営業総利益	2,646
販売費及び一般管理費	1,409
営業利益	1,237
営業外収益	169
受取利息	25
受取配当金	135
雑収入	8
営業外費用	360
支払利息	352
為替差損	3
雑損失	4
経常利益	1,047
特別利益	237
固定資産売却益	0
補助金収入	217
その他	19
特別損失	82
投資有価証券償還損	81
その他	0
税金等調整前当期純利益	1,201
法人税、住民税及び事業税	19
当期純利益	1,182
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△99
親会社株主に帰属する当期純利益	1,281

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017年4月1日 残高	5,426	3,443	△3,811	△400	4,657
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,281	—	1,281
自己株式の処分	—	△30	—	46	16
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△4	—	—	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△35	1,281	46	1,293
2018年3月31日 残高	5,426	3,408	△2,529	△353	5,951

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替調整勘定	その他の利益累計額			
2017年4月1日 残高	253	△100	483	635	28	1,529	6,851
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,281
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	16
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△223	100	39	△84	△11	3	△92
連結会計年度中の変動額合計	△223	100	39	△84	△11	3	1,201
2018年3月31日 残高	29	—	522	551	17	1,532	8,053

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第37期 (2018年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	16,544
現金及び預金	6,637
営業投資有価証券	10,475
投資損失引当金	△1,188
営業貸付金	204
未収入金	368
その他	88
貸倒引当金	△41
固定資産	2,069
有形固定資産	47
建物	14
工具、器具及び備品	9
土地	22
無形固定資産	8
その他	8
投資その他の資産	2,013
投資有価証券	1,047
関係会社株式	816
破産更生債権等	88
その他	78
貸倒引当金	△17
資産合計	18,614

科目	第37期 (2018年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	1,964
1年内返済予定の長期借入金	1,468
未払費用	148
未払法人税等	53
賞与引当金	43
繰延税金負債	7
その他	243
固定負債	10,609
長期借入金	10,486
退職給付引当金	112
繰延税金負債	11
負債合計	12,574
純資産の部	
株主資本	5,676
資本金	5,426
資本剰余金	3,507
資本準備金	1,426
その他資本剰余金	2,081
利益剰余金	△2,903
その他利益剰余金	△2,903
繰越利益剰余金	△2,903
自己株式	△353
評価・換算差額等	346
その他有価証券評価差額金	346
新株予約権	17
純資産合計	6,039
負債純資産合計	18,614

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第37期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
営業収益	5,172
営業原価	3,069
営業総利益	2,103
販売費及び一般管理費	1,096
営業利益	1,006
営業外収益	206
受取利息	17
受取配当金	180
為替差益	2
雑収入	5
営業外費用	224
支払利息	221
雑損失	3
経常利益	987
特別利益	19
投資有価証券償還益	18
その他	0
特別損失	105
投資有価証券償還損	104
その他	0
税引前当期純利益	902
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
2017年4月1日 残高	5,426	1,426	2,111	3,537	△3,802	△3,802	△400	4,760
事業年度中の変動額								
当期純利益	－	－	－	－	898	898	－	898
自己株式の処分	－	－	△30	△30	－	－	46	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△30	△30	898	898	46	915
2018年3月31日 残高	5,426	1,426	2,081	3,507	△2,903	△2,903	△353	5,676

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2017年4月1日 残高	514	△100	414	28	5,203
事業年度中の変動額					
当期純利益	—	—	—	—	898
自己株式の処分	—	—	—	—	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△168	100	△68	△11	△79
事業年度中の変動額合計	△168	100	△68	△11	835
2018年3月31日 残高	346	—	346	17	6,039

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月24日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月24日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月25日

日本アジア投資株式会社 監査等委員会

監査等委員 大森 和徳 ㊞

監査等委員 安川 均 ㊞

監査等委員 沼波 正 ㊞

(注) 監査等委員安川 均及び沼波 正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

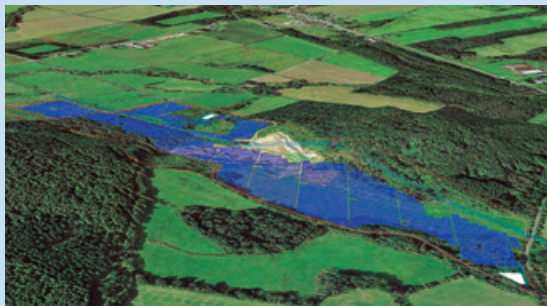
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主の皆さまへ

Topics 新規投資事例

パートナー企業と進めるメガソーラープロジェクト投資事例

北海道紋別市の大型 (15.7MW) プロジェクト

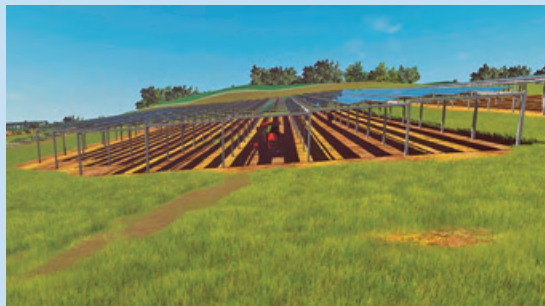


紋別市弘道太陽光発電所 完成予想図
(データ提供：スマートソーラー(株))

プロジェクトの特徴

スマートソーラー(株)との共同投資プロジェクト
想定年間発電量は一般家庭5,000世帯分 (1,650万KWh)
8.3MWhの高容量リチウム蓄電池を用いた制御システムを導入

発電と農作で太陽光をシェアする「ソーラーシェアリング」



一関市吉高太陽光発電所、一関市鈴ヶ沢太陽光発電所 完成予想図
(データ提供：リニューアブル・ジャパン(株))

プロジェクトの特徴

リニューアブル・ジャパン(株)、東急不動産(株)との共同投資プロジェクト
農地に支柱を立てパネルを設置し、その下で小麦・大麦を栽培

中国のプライベートエクイティ投資事例

プライベートエクイティ投資では、合計で、12社に13億円を投資実行しました。
ここでは、その中で、中国瀋陽市で投資した企業をご紹介します。



瀋陽貝爾猫教育信息諮詢有限公司
STEM教育理念による幼児向け科学
実験教室



瀋陽安新自動化控制有限公司
IoTによる空調の自動・遠隔制御
システム



瀋陽邁思医療科技有限公司
医療機器(呼吸器・酸素供給器)
の開発・製造・販売

特集 中期経営計画とその施策：プライベートエクイティ投資

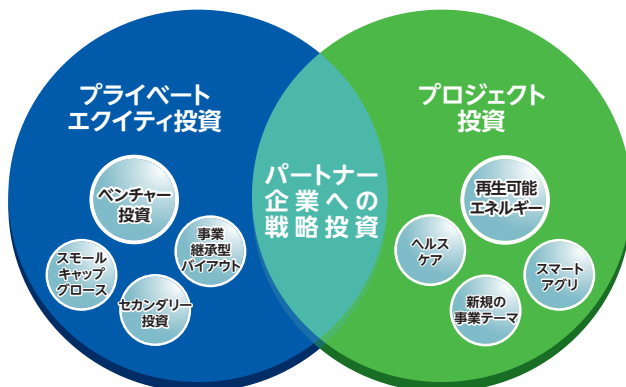
投資方針の転換：戦略的投資の推進

当社の自己資金を用いた投資については、投資方針を大きく転換します。これまでの確率論に従った散発的なテーマに向けた投資を取りやめ、原則として、選定した事業テーマに沿って、パートナーとなる企業に戦略的な投資を行います。

投資後は、当社が事業上のパートナーとなり、事業での協業を通じて、資金支援や営業支援を行います。例えば、当社がプロジェクト投資を行う再生可能エネルギー分野のベンチャー企業に対し、戦略投資をしています。

注力すべき事業テーマは、今後、情勢に応じて柔軟に設定していきます。

なお、ファンドからの投資については、従来どおり、ファンド出資者のニーズに基づいたファンド運営方針に従って行います。



リニューアブル・ジャパン株式会社

- ・再生可能エネルギー発電事業などを手掛ける
- ・グループで東京証券取引所に上場する「日本再生可能エネルギーインフラ投資法人」を運営
- ・当社の再生可能エネルギープロジェクト投資におけるパートナー企業



スマートソーラー株式会社

- ・メガソーラー発電所事業、公共・産業用スマートシティ事業、住宅用太陽光発電事業を手掛ける
- ・当社の再生可能エネルギープロジェクト投資におけるパートナー企業

特集 中期経営計画とその施策：プロジェクト投資

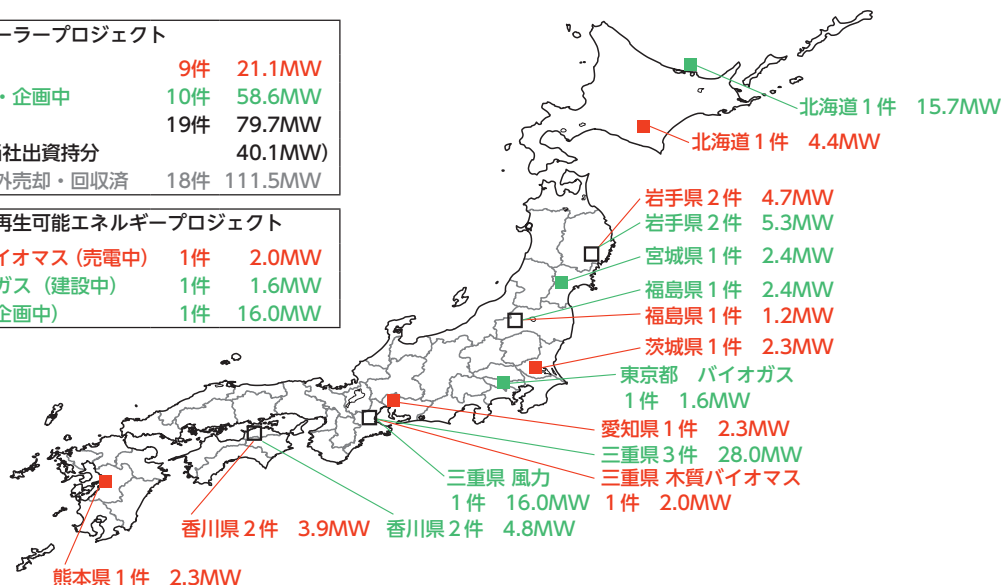
再生可能エネルギー投資の拡大・スマートアグリへの参入

メガソーラーについては、固定買取価格が低下していますが、買取価格の高い案件への投資機会もまだ充分にあります。加えて、パネルなどの設備コストが低下しているほか、両面で発電するパネルや水上発電などの技術革新も、関連ベンチャー企業と共に追求します。そのため、将来は低い買取価格でも採算が確保できる見込みです。さらに、これまで培ったノウハウを活用し、メガソーラー以外の再生可能エネルギープロジェクトや（⇒P1参照）、植物工場などのスマートアグリプロジェクトも積極的に手掛けていきます。

再生可能エネルギープロジェクト 投資実績 (2018年3月末現在)

メガソーラープロジェクト			
売電中	9件	21.1MW	
建設中・企画中	10件	58.6MW	
合計	19件	79.7MW	
(うち当社出資持分)		40.1MW	
上記以外売却・回収済	18件	111.5MW	

その他再生可能エネルギープロジェクト			
木質バイオマス (売電中)	1件	2.0MW	
バイオガス (建設中)	1件	1.6MW	
風力 (企画中)	1件	16.0MW	



ヘルスケアプロジェクトの拡大

第1号案件の複合型高齢者施設「AIP勝どき駅前ビル」は、2018年1月に売却され、売却益を獲得しました。今後も介護や医療などのヘルスケア関連施設に積極的に投資をします。

株主総会会場ご案内図

〒102-0074東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅「5番出口」徒歩5分(東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線)

「九段下」駅「7番出口」徒歩3分(東京メトロ東西線)

※駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。

(定時株主総会終了後に、同じ会場で会社説明会を行います。)
(是非ともご参加いただきたくご案内申し上げます。)